



エルダー社員、出向社員のタブレット端末への フォロー体制の充実を求め団体交渉開催！

1月20日申10号エルダー社員、出向社員のタブレット端末へのフォロー体制の充実を求める申し入れ団体交渉を行いました。全社員にタブレット端末が貸与されたものの、エルダー社員や出向社員に対して貸与時の説明会のみで重要な連絡に気付けないなどの不安の声が寄せられたことから、タブレット端末の丁寧な運用とフォロー体制の充実を求め交渉に臨みました。

1. タブレット端末について、アプリケーション、タブレット端末操作、入力方の対応フローを作成し、対象社員に教育を行うこと。

回答. タブレット端末の取扱いについては、必要な周知及び問合せ対応を行っているところである。

- ・JR本体以外の社員にはこれまで事業便・郵送であったが、タイムリーに情報共有するために昨年より貸与が始まった。初期教育は当時人事課が支社大会議室にて基本的な使い方、Joi-Tab 運用ルールのレクチャーをした。解らないことがあれば端末そのものに関しては運用ルールに基づけばJEIS中央指令に連絡しての対応となっているが、実態として人事課に連絡を頂いて対応し、場合により支社で対面対応している。
- ・2回目以降の説明会の予定はない。問い合わせがあれば応じるが端末についてはJEISでの対応が基本である。

2. タブレット端末の不具合等に対する問い合わせ先を統一すること。

回答. 「Joi-Tab 運用ルール」により、取り扱うこととなる。

- ・基本はJEISでの対応。エバンジェリストを地域ごとに配置できないので遠方の社員には負担を掛けるが拠点は新潟のみである。JEISも電話対応が基本である。

3. 端末のアップデートは、新潟支社の担当者が行うこと。

回答. 端末のアップデートについては、基本的に個人で対応することとなる。

- ・アップデートが行われていない場合はJEISから連絡を受けて、本人にアップデートをお願いすることになる。広報誌など定期的に購読するなどしてまずは端末に慣れて欲しい。

東日本ユニオンはエルダー社員、出向社員の労働条件改善にも全力で取り組みます！